東京都男女平等参画を進める会設置要綱

平成 13 年 8 月 23 日
13 生文総参第 91 号決定
平成 14 年 1 月 29 日
13 生文総参第 183 号一部改正
平成 14 年 4 月 1 日
14 生文総参第 1 号一部改正
平成 16 年 4 月 1 日
16 生都参青第 5 号一部改正
平成 19 年 3 月 12 日
18 生都男女第 179 号一部改正
平成 21 年 9 月 11 日
21 生都男女第 87 号一部改正
平成 22 年 7 月 9 日
22 生文総総第 825 号一部改正

(設置目的)

第1 東京都男女平等参画基本条例第8条に基づく行動計画(以下「行動計画」という。) の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が連携、協力して取り組む場として「東 京都男女平等参画を進める会」(以下「進める会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2 進める会の検討事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 行動計画における都民及び事業者の取組に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況に関すること。
- (3) 行動計画の推進における都民、事業者と東京都の連携、協力に関すること。

(構成)

- 第3 進める会は、次に掲げる者を委員として構成する。
- (1) 別表に掲げる関係機関・団体の推薦を得て東京都生活文化局長が委嘱する者
- (2) 学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。) 3名以内

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(コーディネーター)

第5 進める会の円滑な運営を図るために、コーディネーターとして、学識経験者を充て る。

- 2 コーディネーターは、事務局と協力して進める会の運営にあたるものとする。
- 3 コーディネーターは、検討事項について、専門的な立場から意見を述べるものとする。

(事務局)

- 第6 事務局は、生活文化局都民生活部に置く。
- 2 進める会の会務は、事務局において処理する。

(招集等)

- 第7 進める会は、事務局が招集する。
- 2 進める会の運営上、必要があるときは、進める会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

- 第8 進める会の会議は公開とする。ただし、進める会の決定により非公開とすることができる。
- 2 会議録等は、公開するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、進める会の運営に関して必要なことは、事務局が定める。

附則

この要綱は、平成13年9月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。